

与謝野町子ども・子育て支援事業計画  
概要版

# 子育てするならこのまちで



保護者の状況などにかかわらず、  
すべての子どもが良質な教育・保育を受けられ、  
健やかな育ちが保障されるまち、  
豊かな自然に恵まれた環境の中で、  
安心して子どもを生き育てられるまちを  
地域・住民との協働のもとに目指します。

平成27年3月  
与謝野町

# 平成 27 年度からの新制度へ向けて

## 計画の趣旨

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。与謝野町の一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育量の確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、これまで取組を進めてきた『与謝野町次世代育成支援行動計画』についても、計画の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健、福祉、教育、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

## 計画の期間

この計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。



## 子ども・子育て支援新制度の概要と主な変更点

新制度では、幼稚園や保育園の利用について、基本的に共通の仕組みにするとともに、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持つ認定こども園の設置を推進します。

現行制度	利用申込及び保育に欠ける要件の確認	入所選考	利用料の決定	新制度	認定申請及び保育の必要性の認定	利用調整 (入所選考)	利用料負担の決定
幼稚園	保護者が園に申込	園が選考	園が独自に設定	教育・保育施設	幼稚園 保護者が園に申請書を提出し、園を経由して町に提出	(定員を上回る希望があった場合に) 園が選考 (定員に空きがある場合は、原則として施設側に応諾義務あり)	町が所得の状況に応じて利用者負担を決定 (前年度または当年度分の市町村民税額をもとに算定)
保育園	保護者が町に申込	町が基準に基づき選考	町が所得の状況に応じて決定		認定こども園 保護者が町に申請	町が利用調整を実施	
	町が基準に基づき確認			地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 (保育ママ) 居宅訪問型保育 事業所内保育		

町が実施する部分

施設・事業者が実施する部分

# 子ども・子育て支援事業計画を策定しました

## 計画の基本的な理念

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければなりません。

与謝野町総合計画に掲げられた基本目標との整合のもとに、与謝野町の子ども・子育て支援の基本的な理念を次のとおりとします。

### 子育てするならこのまちで

保護者の状況などにかかわらず、  
すべての子どもが良質な教育・保育を受けられ、健やかな育ちが保障されるまち、  
豊かな自然に恵まれた環境の中で、  
安心して子どもを生み育てられるまちを  
地域・住民との協働のもとに目指します。

## 新制度における施設や事業

### 教育・保育施設

#### 認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、0歳児から小学校就学前の児童を対象に、3歳未満児には保育を提供し、3歳以上児には、保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育を提供します。

また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援も行います。

#### 幼稚園

幼児の心身の発達のために、3歳児から小学校就学前の児童を対象に、幼児教育を提供します。

#### 保育園

町の認可を受けた保育園で、保護者の就労や病気などのために家庭で保育ができない、生後10か月から小学校就学前の児童を対象に、保護者に代わって保育します。

### 地域型保育事業（※主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象）

#### 小規模保育事業

乳幼児6人以上19人以下の比較的小規模な、きめ細かな保育を提供する事業。

#### 家庭的保育事業（保育ママ）

家庭的保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気のもと、乳幼児5人以下を対象にきめ細かな保育を提供する事業。

#### 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）

住み慣れた居宅において、1対1を基本として家庭的保育者によりきめ細かな保育を提供する事業。

#### 事業所内保育事業

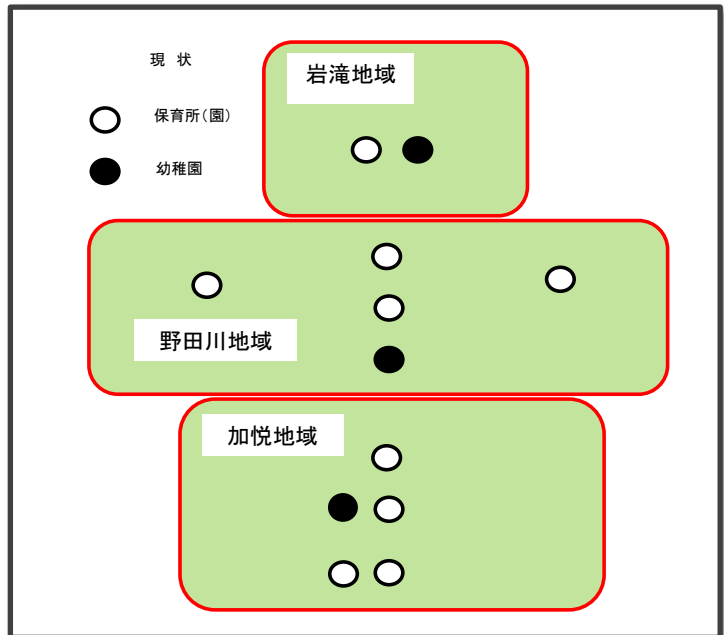
事業所の施設内スペース等において、事業所が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を提供する事業。

# 幼児期の教育・保育の

## 教育・保育提供区域の設定と認定こども園の整備





本町では加悦・岩滝・野田川の3地域を「教育・保育提供区域」の基本とし、3地域ごとに認定こども園を整備します。

また、「地域子ども・子育て支援事業」のほとんどの事業について3地域ごとに需給調整することを基本とします。



認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、0歳児から小学校就学前の児童を対象に、3歳未満児には保育を提供し、3歳以上児には、保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育を提供します。

### ある認定こども園の一日

	 3~5歳児の例	 0~2歳児の例	 保育を受けていない子どもの例	
時間	短時間利用(幼稚園児)	長時間利用(保育所児)	保育	地域子ども・子育て支援事業
7:30		順次登園・朝の延長保育	順次登園・朝の延長保育	一時保育 子育て支援センター 子育てふれあい広場 など
8:30	登園・身支度・健康観察 朝の会	身支度・健康観察 朝の会	健康観察・朝の会 遊び	
11:30	季節・発達・年齢に応じた遊び(歌・製作など) (幼稚園児と保育所児が一緒に教育活動を受ける時間) 昼食 ゆったりした遊び	おやつ 遊び 昼食	おやつ 遊び 昼食	
14:00	絵本の読み聞かせ 帰りの会 降園	ゆったりとした遊び (年齢によってはお昼寝)	お昼寝 	
15:00	一時保育	おやつ 絵本の読み聞かせ 帰りの会	おやつ 遊び	
16:00		順次降園 夕方の延長保育	順次降園 夕方の延長保育	

※時間は多少前後することがあります

# 量の見込みと提供体制

## 教育・保育の量の見込みと確保方策

- 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保方策は下表のとおりです。
- 3地域それぞれ、公立保育園、公立幼稚園については、計画期間中の開設を目指して幼保連携型認定こども園としての整備を図ります。
- 3号の受入れ対策として地域型保育の導入を検討します。

### 【与謝野町全体における量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度				平成 28 年度				
	3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)	3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)	
		幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外		
①量の見込み(必要利用定員総数)	40	45	370	230	40	40	350	230	
②確保 方策	特定教育・保育施設	40	385		185	40	360		185
	特定地域型保育事業	0	0	0	30	0	0	0	30
	認可外保育施設	0	0	30	15	0	0	30	15
②確保方策 合計	40	415		230	40	390		230	
②-①	0	0		0	0	0		0	

平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)	3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)	3～5 歳 教育のみ (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あり (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外			幼稚園 の希望 が強い	左記 以外	
40	40	345	220	40	40	335	220	40	40	325	220
40	355		180	40	345		180	40	335		180
0	0	0	25	0	0	0	25	0	0	0	25
0	0	30	15	0	0	30	15	0	0	30	15
40	385		220	40	375		220	40	365		220
0	0		0	0	0		0	0	0		0

# 地域子ども・子育て支援事業の

教育・保育の提供に加えて、すべての子育て家庭を支援するため、地域のさまざまな子育て支援を充実していきます。

事業	概要	実施方針・確保方策
利用者支援 ★新規 3箇所	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。	身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、認定こども園の整備と合わせ提供区域に1箇所を基本に設置します。
時間外保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。	幼保連携型認定こども園において、保育標準時間プラス30分の保育を実施するなかで、対応します。
放課後児童健全育成事業（学童保育所） 8箇所	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童が、学童保育所を利用するものです。	加悦地域・野田川地域においては、現在の学童保育所で対応します。 岩滝地域においては、認定こども園設置時に児童館を廃止し、学童保育所を新設します。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。	支援事業について、保護者へ周知徹底を行うとともに、委託施設によりニーズに対応します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものです。	予防の視点からも、乳児家庭全戸訪問事業とそこからつながる養育支援訪問事業の十分な実施体制を確保します。
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等を対象に、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行うものです。	（保健師 9人）

# 量の見込みと提供体制



事業	概要	実施方針・確保方策
<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>3箇所</p>	<p>家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。</p>	<p>身近な場所に設置するため、おおむね提供区域に1箇所を基本に設置します。</p>
<p>一時預かり事業 (在園児対象型)</p>	<p>通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。</p>	<p>認定こども園を整備することにより受け入れ体制の確保を図ります。</p>
<p>一時預かり事業 (在園児対象型を除く)</p>	<p>保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。</p>	
<p>病児保育事業 ★新規</p>	<p>子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。</p>	<p>ニーズに対応するため、定員2人程度の病児保育1箇所の設置を検討します。</p>
<p>子育て援助活動支援事業 ★新規</p>	<p>育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、育児支援をしたい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです。</p>	<p>子育て支援だけでなく、幅広い層を対象とした仕組みづくりを将来の検討課題とします。</p>
<p>妊婦に対する健康診査</p>	<p>安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。</p>	<p>見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。</p>

# 次世代育成支援施策の概要

保健、福祉、教育、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、子どもとその家庭にかかわる支援施策を体系化し、総合的な展開を図ります。

基本目標	施策の方向
地域における 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域における子育て支援サービスの充実</li><li>○ 保育サービスの充実</li><li>○ 子育て支援のネットワーク</li><li>○ 子どもの健全育成</li><li>○ 交流や集いの場づくり</li><li>○ 地域における人材育成</li><li>○ 子育て家庭への経済的支援の充実</li></ul>
母性並びに 乳児及び幼児等の 健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子どもや母親の健康の確保</li><li>○ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実</li><li>○ 食育の推進</li><li>○ 小児医療の充実</li></ul>
子どもの心身の 健やかな成長に 資する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 次代の親の育成</li><li>○ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</li><li>○ 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上</li></ul>
子育て家庭にやさしい 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 良好な居住環境の整備</li><li>○ 安全・安心なまちづくりの整備</li><li>○ 子ども等の安全の確保</li></ul>
職業生活と家庭生活との 両立の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等の推進</li><li>○ 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開</li></ul>
要保護児童への対応など きめ細かな取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童虐待防止対策の推進</li><li>○ ひとり親家庭等に対する自立支援の充実</li><li>○ 障害児施策の充実</li></ul>

与謝野町子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成27年3月

〒629-2498 与謝野町字加悦 433 番地

電話:0772-43-1513 ファックス:0772-42-0528